

「企業の財務戦略に強くなる講座」

追補資料

本資料は、特に断らない限り、2022年4月1日時点における情報等に基づいて記述されています。

※第1分冊 35～36 ページ「2. 連結納税制度」に追加

令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

(1) グループ通算制度とは

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。併せて、後発的に修正事由が生じた場合には、原則として他の法人の税額計算に反映させない（遮断する）仕組みとされており、また、グループ通算制度の開始・加入時の時価評価課税及び欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性の取れた制度とされています。

(2) グループ通算制度の概要

① 個別申告方式

企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行います。

② 損益通算・税額調整等

欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算します。

研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、通算グループ全体で税額控除額を計算します。

③ 組織再編税制との整合性

開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象を縮小します。

④ 親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱い

親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除します。

⑤ 中小法人判定の適正化

通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しません。

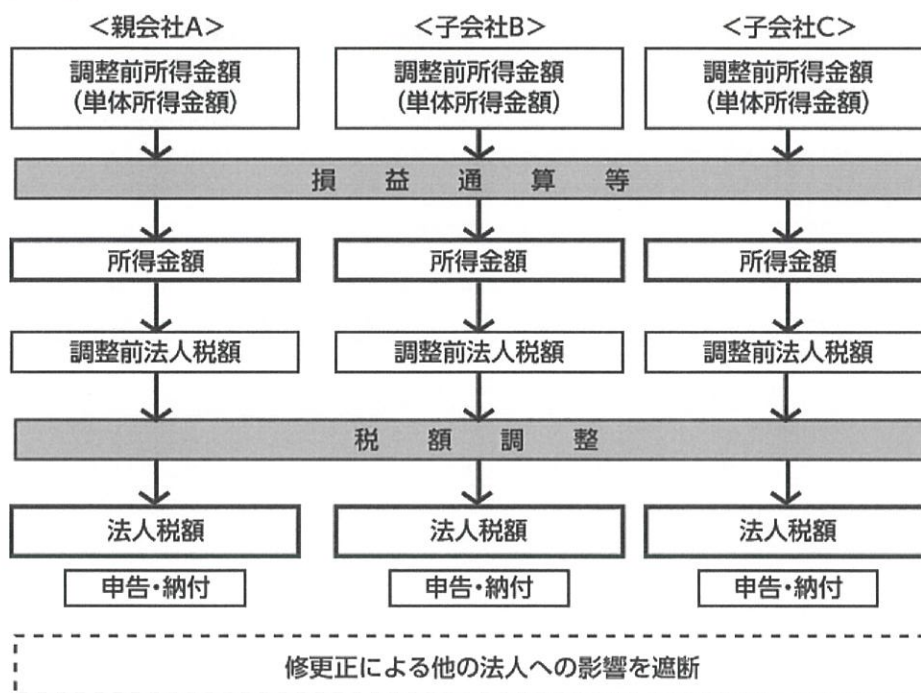
⑥ 地方税

現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講じます。

⑦ 適用時期

企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

【見直し後の計算イメージ】



(出所) 国税庁「パンフレット「令和2年度税制改正」(令和2年3月発行)」

国税庁「グループ通算制度の概要(令和2年4月)」

以上